令和８年（フ）第４８２号
静岡市清水区石川新町３番23号　セジュールポルト202、旧住所静岡市清水区石川本町７番32号　アレグランスＡ103
債務者　葛西　恵理
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８３号
静岡市清水区石川新町３番23号　セジュールポルト202、旧住所静岡市清水区石川本町７番32号　アレグランスＡ103
債務者　葛西　　遥
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９号
沖縄県八重山郡竹富町字上原57番地　住吉寮Ａ114
債務者　竹屋　聖羅
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第１６１号
福島市渡利字砂沢26番地県営花見山団地５号棟６号室
債務者　山本　貴明
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２１０号
茨城県土浦市板谷六丁目647番地２　アスペンハイツＡ303
債務者　寺門　幹敏
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第３７８号
新潟市中央区女池３丁目13番１号
債務者　近藤　富夫
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７９号
新潟市中央区女池３丁目13番１号
債務者　近藤美千代
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０８号
新潟市北区濁川608番地５
債務者　髙﨑　正輝
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９３号
静岡市清水区有東坂２丁目349番地の22
債務者　河合　達朗
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６号
静岡県富士宮市大中里872番地の２　ヴィラすみよし105号
債務者　齋藤　小百合
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第６８９号
神戸市中央区八雲通１丁目１番５号
債務者　ＳＯＢＡ　まんまること　粟飯原昭雄
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９１号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の１　白川台南住宅４号棟503
債務者　城市磨理江
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４０号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目401番地
債務者　高橋　瑞穂
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３号
兵庫県宝塚市中筋山手５丁目３番１―803号
債務者　亀井真理子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第５０号
兵庫県朝来市和田山町寺谷710番地10　エル・ブランコ和田山202号室
債務者　佐伯　尚子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第９５号
佐賀県西松浦郡有田町原明甲2025番地４　重富アパート１階
債務者　社頭　陽菜（旧姓内野）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第４２３号
大分県臼杵市大字臼杵120番地の２
債務者　飯沼　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１３号
宮崎市大島町平原980番地　サンコート大島Ｃ棟103号
債務者　竹田　昭如
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
宮崎地方裁判所破産係